平成 28 年(2016 年)3 月 14 日
建　設　委　員　会　資　料
都市政策推進室中野駅周辺地区整備担当

（第３２号議案）

中野区特定高架道路等に関する基準を緩和する条例について

１　制定の目的

中野駅西側南北通路・橋上駅舎、及び駅ビルは、地域全体の基盤施設とするため、立体道路制度を活用し、一体的な建築物として整備することとしている。

建築物を道路である南北通路の上空に建設するためには、特定行政庁の認定を取得する必要があり、認定要件の一つが特定高架道路等の基準である。(*1)

特定高架道路等の基準は［裏面　図１］に示すとおりである。(*2)

中野駅に係る特定高架道路等は、南北通路に加えて、南北の嵩上げ部（歩行者デッキ）を含むが、もっとも延長の長い部分においても「延長 300m以上」とある基準を満たしていない。（裏面　図２参照）

ただし特定高架道路の基準については自治体が条例で、区域を限り、基準を緩和することができるとされている。(*3)

このため、南北通路を橋上駅舎・駅ビルとの一体建物として整備実現することを目的とし、「中野区特定高架道路等に関する基準を緩和する条例」の制定を行う。

自治体が条例の制定により基準を緩和する場合には、事前に国土交通大臣の承認が必要とされており(*4)、これについては平成 28 年 2 月 2 日付けで承認を得ている。

２　条例で定める内容

中野駅西側南北通路及び南北の広場嵩上部に係る特定高架道路等の基準として、法令に「延長 300m以上」とあるのは「延長 220m以上」とする。

（参考）根拠法令

*1　建築基準法　第４４条第１項第３号（道路内の建築制限）

*2　建築基準法施行令　第１４４条の５第１項（特定高架道路等に関する基準）

*3　建築基準法施行令　第１４４条の４第２項（道に関する基準）

*4　建築基準法施行令　第１４４条の４第３項（道に関する基準）

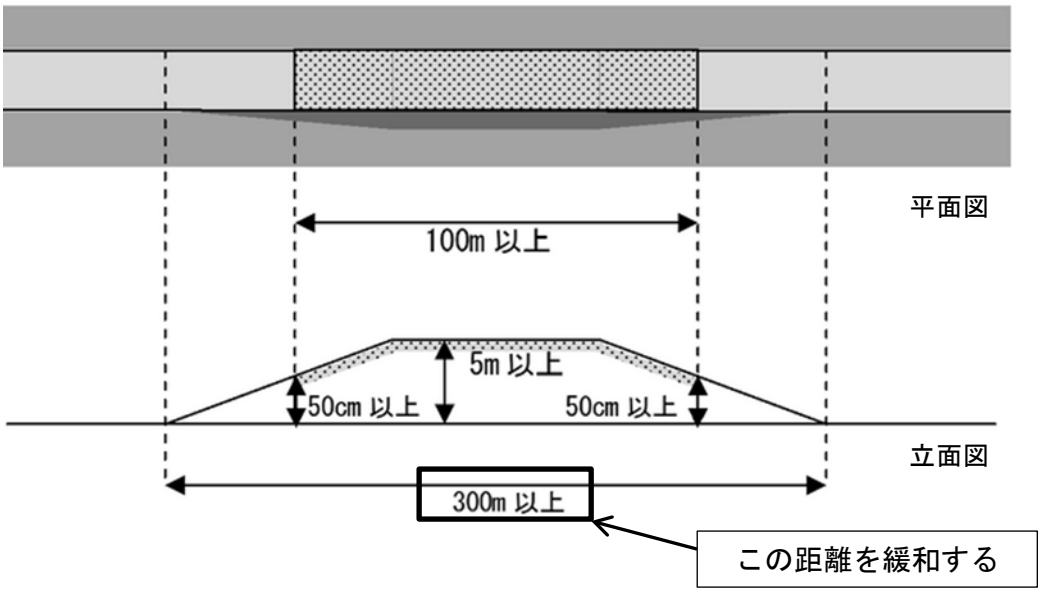

（特定高架道路等に関する基準）（要約）

1　路面と隣地の地表面との高低差が 50 センチメートル以上であること。

2　路面と隣地の地表面との高低差がある区間で延長 300 メートル以上のものの内にあり、かつ、その延長が 100 メートル以上であること。

3　路面と隣地の地表面との高低差が 5 メートル以上の区間を有すること。

4　法面その他の構造が、自動車の沿道への出入りができない構造であること。

図 1

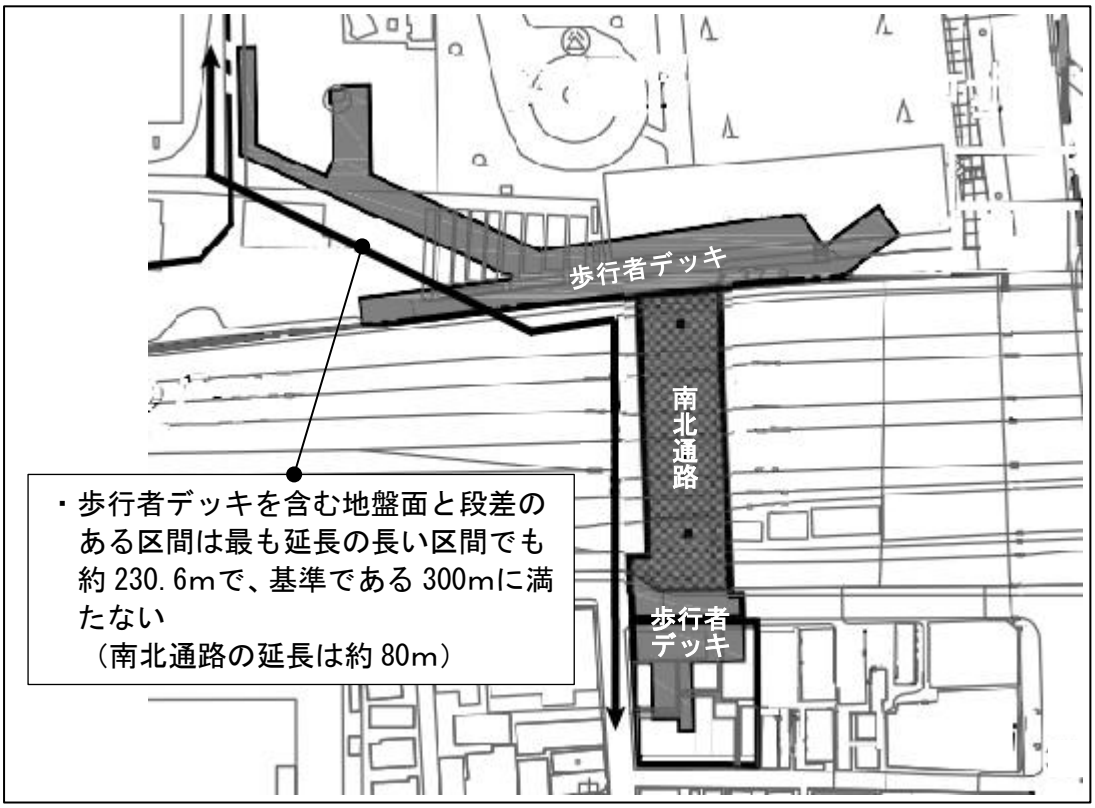

図 2